

上越市談合情報等対応事務処理要領

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 談合情報に対する措置（第4条―第11条）

第3章 不正行為情報に対する措置（第12条―第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、本市が発注する工事、業務委託及び物品購入（本市が受託し、発注したものを含む。以下「市発注工事等」という。）の入札の執行に当たり、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第11条各号のいずれかに該当する不正行為に関する情報（以下「不正行為情報」という。）があった場合の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「談合情報等」とは、談合情報及び不正行為情報をいう。

（談合情報等調査委員会の設置）

第3条 談合情報等に関する対応方針について審議するため、談合情報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員長及び委員は、上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会規程（昭和46年上越市訓令第13号。以下「規程」という。）に基づき設置する上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会の委員長及び委員をもって充てる。

3 調査委員会の運営等に関し、この要領に定めのない事項については、規程を準用する。

第2章 談合情報に対する措置

（談合情報の通報）

第4条 職員は、市発注工事等に関し談合情報を入手したときは、直ちにその旨を契約検査課長に通報するものとする。

（談合情報の確認）

第5条 契約検査課長は、入札を執行しようとし、又は入札を執行した市発注工事等に関し、職員、報道機関その他の人及び団体からの通報により談合情報の提供があったときは、直ちに次の事項を確認の上、談合情報報告書兼対応書（第1号様式）により調査委員会の委員長に報告するものとする。この場合において、通報者が報道機関である場合は、報道活動に支障がない範囲内において談合情報の提供者を明らかにするように要請するものとする。

(1) 談合情報の提供者（通報者が職員又は報道機関である場合は、その人及び団体に談合情報を提供した人及び団体をいう。以下この項において同じ。）の氏名

(2) 談合情報の提供者の住所、勤務先の所在地その他の連絡先及びその電話番号（以下「連絡先等」という。）

- (3) 談合情報の提供者の役職名
- (4) 談合情報の対象である市発注工事等（以下「対象工事等」という。）
- (5) 談合情報の内容
- (6) 談合情報の出所

2 契約検査課長は、新聞等の報道により談合情報の提供があったときは、前項の規定にかかわらず、当該報道の内容に基づき、次の事項を確認の上、談合情報報告書兼対応書（第1号様式）により調査委員会の委員長に報告するものとする。

- (1) 報道機関名
- (2) 報道の種類（新聞、テレビ等の種類をいう。）
- (3) 報道の日時（新聞の日付、テレビ等の放送時間帯をいう。）
- (4) 対象工事等
- (5) 談合情報の内容
- (6) 談合情報の出所

3 契約検査課長は、入札の執行直前に談合情報の提供があった場合その他談合情報報告書兼対応書（第1号様式）を作成する暇がないときは、前2項の規定にかかわらず、口頭により報告することができる。この場合において、契約検査課長は、報告後、速やかに談合情報報告書兼対応書（第1号様式）を提出しなければならない。

（調査委員会による審議）

第6条 調査委員会の委員長は、契約検査課長から前条の規定による報告があったときは、速やかに調査委員会を招集し、談合情報への対応方法に関し次の事項を審議するものとする。ただし、調査委員会を開催する暇がないと認めるときは、その審議すべき事項について、専決をすることができる。

- (1) 事情聴取その他の調査（以下「調査」という。）の必要性
- (2) 調査を行う必要がある場合は、次に掲げる事項
 - ア 調査の実施時期
 - イ 入札期日の延期（入札開始時刻の変更を含む。）の必要性
 - ウ 調査の方法

(3) その他必要と認められる事項

2 調査委員会の委員長は、前項の規定による審議の結果に基づき、調査を行う必要があるときは、職員のうちから指名した調査員（次条及び第8条において「調査員」という。）をして調査に当たらせることができる。

3 調査委員会の委員長は、第1項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書の規定による専決の内容について速やかに市長に報告するものとする。

（調査）

第7条 調査は、入札執行前に談合情報の提供があった場合で次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、入札執行前に行うものとする。この場合において、契約検査課長は、入札執行前の調査のために必要があると認めるときは、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号。以下「財務規則」という。）第164条第1項の規定により入札期日を延期することができる。

(1) 談合情報の提供者（職員又は報道機関から通報があった場合はその人及び団体に談合情報を提供した人及び団体、新聞等により談合情報の提供があった場合は当該新聞等を作成した報道機関に談合情報を提供した人及び団体をいう。）の氏名及び連絡先等が明らかな場合であって、談合情報において対象工事等及び落札予定者（共同企業体への市発注工事等の場合は、共同企業体の代表者である構成員を含む。以下同じ。）が特定されているとき。

(2) 談合情報の提供者の氏名及び連絡先等が不明な場合であって、談合情報において対象工事等及び落札予定者が特定され、かつ、次の事項のいずれもが含まれているとき。

ア 談合に関与した業者の名称

イ 談合が行われた日時、場所その他具体的な談合方法

ウ 落札予定価格その他談合に参加した人及び団体以外が知り得ない事項

2 調査は、前項の規定にかかわらず、入札執行前に調査を行う暇がない場合であって、入札を延期することが当該工事等の発注の遅れにより予想される工事の施工上の支障その他の影響等に照らして困難であると認めるときは、入札執行後に行うことができる。

3 調査は、入札執行後に談合情報の提供があった場合で次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、速やかに行うものとする。この場合において、契約検査課長は、契約（仮契約を含む。以下同じ。）の締結前に談合情報の提供があったときは、調査の結果が明らかになるまでの間、契約の締結手続を保留するものとする。

(1) 談合情報において、対象工事等が特定されているとき。

(2) 談合情報において、次の事項のいずれもが含まれているとき。

ア 談合に関与した業者の名称

イ 談合が行われた日時、場所その他具体的な談合方法

ウ その他談合に参加した人及び団体以外が知り得ない事項

4 前3項の規定により行う調査の方法は、事情聴取及び工事費内訳書の内容確認とし、事情聴取にあつては契約検査課長又は調査員が事情聴取書（第2号様式）により、工事費内訳書の内容確認にあつては積算担当者（入札に係る工事の積算内容を把握している職員をいう。）又は調査員が入札参加者から工事費内訳書の提示を求めて行うものとする。

（調査結果の報告等）

第8条 前条の規定による調査を行った契約検査課長、調査員又は積算担当者は、調査結果について、速やかに談合情報報告書兼対応書（第1号様式）により調査委員会の委員長に報告するものとする。この場合において、談合情報報告書兼対応書（第1号様式）に事情聴取書（第2号様式）の写しを添付しなければならない。

2 調査委員会の委員長は、前項の規定による調査結果の報告があったときは、調査委員会を招集し、入札の対応について審議するものとする。ただし、調査委員会を招集する暇がないと認めるときは、委員長の判断により入札の対応を決定するものとする。

3 調査委員会の委員長は、前項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書の規定による決定の内容について速やかに市長に報告するものとする。

（調査結果等に基づく入札の対応）

第9条 契約検査課長は、第7条第1項前段の規定により行った入札執行前の調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める

場合は財務規則第164条第1項の規定により入札を中止するものとし、その他の場合は初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書（第3号様式）を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったときは入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。

2 契約検査課長は、第7条第2項の規定により入札執行後に調査を行うこととした場合は、初回の入札に当たり、入札参加者から誓約書（第3号様式）を徴取するとともに、入札執行後に談合の事実が明らかになったときは入札を無効とする旨を告げた上で、入札を執行するものとする。この場合において、入札執行後に行う調査の結果が確定するまでは、契約の締結を保留するものとする。

3 契約検査課長は、第7条第2項又は第3項の規定により入札執行後に行った調査の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合その他談合の疑惑が濃厚であると認める場合は、財務規則第160条第2項の規定により入札を無効とするものとする。

（公正取引委員会に対する通知）

第10条 調査委員会は、第8条第2項本文の規定による審議の結果又は同項ただし書の規定による決定を受けて法第10条の規定による公正取引委員会に対する通知の適否に関し審議するものとする。

2 調査委員会の委員長は、前項の規定による審議において公正取引委員会に対して通知することが適当であると認められたときは、公正取引委員会通知依頼書（第4号様式）に当該事案に係る談合情報報告書兼対応書（第1号様式）及び事情聴取書（第2号様式）の写しを添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の依頼書の提出があったときは、公正取引委員会に対し、次に掲げる書類を添えて通知を行うものとする。

(1) 談合情報報告書兼対応書（第1号様式）の写し

(2) 事情聴取書（第2号様式）の写し

(3) その他必要と認められる書類

（関係課等の長に対する連絡）

第11条 市長は、前条第3項の規定により公正取引委員会に対して通知を行うときは、関係課等の長に対し、同項各号に掲げる書類を添えてその旨を連絡するものとする。

第3章 不正行為情報に対する措置

（不正行為情報の通報）

第12条 職員は、市発注工事等に関し不正行為情報を入手したときは、直ちにその旨を契約検査課長に通報するものとする。

（不正行為情報の確認）

第13条 契約検査課長は、市発注工事等に関し、不正行為情報を入手したときは、直ちに次の事項を確認するものとする。この場合において、契約検査課長又は契約検査課長が職員のうちから指名した調査員（次条において「調査員」という。）は、当該確認に必要な調査を行うことができる。

(1) 不正行為情報の対象である工事

(2) 不正行為情報の内容

(3) その他必要と認められる事項

(調査結果の報告)

第14条 前条の規定により調査を行った契約検査課長又は調査員は、調査結果について、速やかに不正行為情報報告書兼対応書（第5号様式）により調査委員会の委員長に報告するものとする。

(国土交通大臣又は都道府県知事に対する通知)

第15条 調査委員会の委員長は、契約検査課長から前条の規定による調査結果の報告があったときは、速やかに調査委員会を招集し、法第11条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）に対する通知の適否に関し審議するものとする。

2 調査委員会の委員長は、前項の規定による審議において国土交通大臣等に対して通知することが適当であると認められたときは、国土交通大臣等通知依頼書（第6号様式）に当該事案に係る不正行為情報報告書兼対応書（第5号様式）の写しを添えて市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の依頼書の提出があったときは、国土交通大臣等に対し、次に掲げる書類を添えて通知を行うものとする。

(1) 不正行為情報報告書兼対応書（第5号様式）の写し

(2) その他必要と認められる書類

(関係課等の長に対する連絡)

第16条 市長は、前条第3項の規定により国土交通大臣等に対して通知を行うときは、関係課等の長に対し、同項各号に掲げる書類を添えてその旨を連絡するものとする。

第4章 雑則

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成9年7月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年7月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

事情聴取書

上越市発注の 工事（工事番号 ）に係る入札
 に関する事情聴取の内容は、次のとおりです。

1 当該工事の施工を知った時期及びその情報の入手手段	(時期) (手段)
2 当該工事の発注を知った時期及びその情報の入手手段	(時期) (手段)
3 当該工事の積算内訳及び積算の経緯	(積算担当者) (積算方法)
4 当該工事の入札金額の決定方法 (1) 当該工事の入札に関する権限を有する人の職・氏名（代理人による入札の場合は、委任権限の範囲を決定した人の職・氏名） (2) 入札金額の決定方法	(1) (2)
5 指名を知っている社内関係者の範囲	
6 当該工事の自社以外の入札参加予定者の把握状況 (1) 知っているか否か (2) 知っている場合は、その業者名及び情報入手手段	(1) (2)
7 当該工事の入札に関し、事前に落札者を決定するための話し合いの有無	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
 上越市長 様

住 所
 入札参加者 商号又は名称
 (予定者) 代表者の氏名

聴取対象者 (署名) 職・氏名

誓約書

年 月 日

（あて先）上越市長

住 所
入札参加者 商号又は名称
代表者氏名

住 所
代 理 人 職 名
氏 名

下記工事の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行っていないことを誓約します。

また、今後、当該工事に関し談合等の事実が明らかになった場合において、入札を無効とし、又は契約を締結したときは、当該契約を解除されても異存はありません。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会に送付されても異存はありません。

記

1 工事番号

2 工事名

注1 入札参加者が共同企業体である場合は、入札参加者の欄には当該共同企業体の住所及び名称、構成員全員の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

2 この書類を代理人が作成する場合は、その権限を明らかにする委任状その他の書類を添付すること。

年 月 日

（あて先）上越市長

談合情報調査委員会
委員長

公正取引委員会通知依頼書

上越市発注の 工事（工事番号 ）に関し、入札
談合の疑惑があると認められるので、公正取引委員会に対して通知を行うよう下記の書
類を添えて依頼します。

記

- 1 談合情報報告書兼対応書の写し
- 2 事情聴取書の写し
- 3 入札調書の写し
- 4 その他

不正行為情報報告書兼対応書

年 月 日作成

工事の概要	工事名等	号	工事	所管課	課	落札業者	
	調査年月日	年 月 日		発注者		契約金額 (税込み)	千円
	入札日時	年 月 日 時		契約年月日		年 月 日	
不正行為情報報告書							
入手方法							
不正行為の内容							
不正行為情報対応書							
調査の概要	調査方法	<input type="checkbox"/> 事情聴取 <input type="checkbox"/> 施行体制台帳・施工体系図の確認 <input type="checkbox"/> その他					
	調査担当者						
	調査結果	概要					
調査後の対応	庁内の処理	委員会	開催日	年 月 日			
		出席者					
	判断内容	<input type="checkbox"/> 不正行為の疑惑があり <input type="checkbox"/> 不正行為の疑惑がなし					
	日時・経過	日時	年 月 日 時				
	経過						
	国土交通大臣 新潟県知事			への通知		通知年月日	年 月 日

年 月 日

（あて先）上越市長

談合情報等調査委員会

委員長

国 土 交 通 大 臣
新 潟 県 知 事 通 知 依 頼 書

上越市発注の 工事（工事番号
）に関し、不正行為の疑惑があると認められるので、
に対して通知を行うよう下記の書類を添えて依頼します。

記

- 1 不正行為情報報告書兼対応書の写し
- 2 その他